

飯塚市高齢社会対策推進協議会【資料3】

介護保険サービス事業所に対する行政処分について

○ 行政処分の対象法人

(1) 法人名 株式会社瑞穂会^{みずほかい}

(2) 代表者名 代表取締役 長沼^{ながぬま} 千奈美^{ちなみ}

(3) 所在地 福岡県飯塚市綱分^{つなわき}87番地1

【福岡県】

○ 処分権者

福岡県知事 服部 誠太郎

○ 指定取消事業所

(1) 対象事業所

- ・ サービスの種類 訪問介護(介護保険法に基づくヘルパー事業)
- ・ 事業所名 ヘルパーステーション虹の華^{にじ はな}
- ・ 届出上の所在地 福岡県飯塚市綱分87番地1
- ・ 指定年月日 令和2年6月1日

(2) 処分内容

- ・ 指定取消(介護保険法第77条第1項の取消要件に該当)
- ・ 指定取消日 令和8年3月31日 訪問介護
(効力発生日)

○ 指定取消

【処分理由】

① 運営基準違反

- ・ 管理者は、訪問介護計画に基づく適切な指示を行わないなど、従業員に対する基本的な責務を怠っていたこと。

② 介護報酬の不正請求

- ・ 少なくとも令和5年4月以降、生活保護を受給している利用者へ

の金銭供与の事実を代表者が認め、サービス提供を行うことなく、介護報酬の架空請求を行っていたこと。

- ・ 少なくとも令和 5 年 4 月以降、訪問介護員が禁止されている同居家族へのサービス提供を行い、虚偽のサービス提供記録を作成し、介護報酬の架空請求を行っていたこと。
- ・ 少なくとも令和 6 年 6 月以降、無資格者によるサービス提供を行い、有資格者名義での虚偽のサービス提供記録を作成し、介護報酬の架空請求を行っていたこと。
- ・ 少なくとも令和 5 年 10 月以降、算定要件を満たさない特定事業所加算Ⅱ(10%加算)を不正に請求していたこと。

[不正請求額 13,660,288 円 加算金(40%) 5,464,115 円
不正請求返還額 19,124,403 円(追徴金)]

③ 法令違反

- ・ 法令上必要な申請を行うことなく、サービス提供(乗車乗降の介助)を行っていたこと。

【飯塚市】

○ 処分権者

飯塚市長 武井 政一

○ 指定取消事業所

(1) 対象事業所

- ・ サービスの種類 第一号訪問事業(介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業のヘルパー事業)
- ・ 事業所名 ヘルパーステーション虹の華
- ・ 届出上の所在地 福岡県飯塚市綱分 87 番地 1
- ・ 指定年月日 令和 2 年 6 月 1 日

(2) 処分内容

- ・ 指定取消(介護保険法第 115 条の 45 の 9 第 1 項の取消要件に該当)
- ・ 指定取消日 令和 8 年 3 月 31 日 第一号訪問事業
(効力発生日)

○ 指定取消

【処分理由】

① 法令違反

- ・ 一体的にサービスを行っている訪問介護事業所において、不正請求の介護保険法違反が認められたこと。

② 不正不当

- ・訪問介護記録に退職した職員の名前を使い虚偽の記録を作成しており、訪問介護の提供に際して著しく不当な行為を行ったこと。

【主な経緯】

令和7年6月20日(金)	初回通報受付
令和7年10月14日(火)	監査の実施・・・福岡県介護保険課
令和7年11月6日(木)	運営指導の実施・・・本市介護保険課
令和8年1月19日(月)	監査へ移行・・・本市介護保険課
令和8年2月18日(水)	聴聞の実施・・・福岡県千代合同庁舎
令和8年3月18日(水)	行政処分通知
令和8年3月31日(火)	指定取消日(効力発生日)

以上